

視点

医療事故調査制度の推移



福島県医師会副会長

佐藤 武 寿

1. はじめに

平成27年10月に医療事故調査制度がスタートしてから3ヶ月が経過しました。これまでの間、医療機関から医療事故調査・支援センター（一般社団法人日本医療安全調査機構が指定を受けている）に報告された医療事故件数は累計で81件です。

医療事故調査・支援センターからの現況報告を参考に、医療事故調査制度の推移を述べてみたいと思います。

2. 医療事故調査制度開始後 3ヶ月の状況

	10月	11月	12月	累計
医療事故報告件数	20件	26件	36件	81件
		(1件取下げ)		
相談受付件数	250件	160件	187件	597件
院内調査結果の報告	0件	1件	6件	7件

- 医療事故報告件数は、わずかに増加傾向にあります。予想よりは少ない状況です。
- 12月の医療事故報告は病院から32件、診

療所から4件あり、診療科別では内科と外科が各6件、心臓血管外科と精神科が各4件、循環器内科と整形外科が各3件などでした。

- 制度開始後3ヶ月間の累計では、外科が14件、内科が13件、産婦人科が8件、精神科と脳神経外科が各6件などでした。
- 地域別では、関東信越33件、近畿17件、東海北陸10件、九州9件、北海道5件、中国四国4件、東北3件でした。本県での報告例はなし。
- 12月の相談件数は187件でしたが、相談内容の内訳（重複あり）は、「医療事故報告の判断」が45件（24%）、「医療事故報告の手続き」が67件（36%）、「院内調査」が46件（25%）などでした。院内調査の報告は6件あり、同機構による調査依頼はなかった。

院内調査に時間がかかりかかるようです。「医療事故報告の判断」、「医療事故報告の手続き」、「院内調査」等に不明な点がある場合

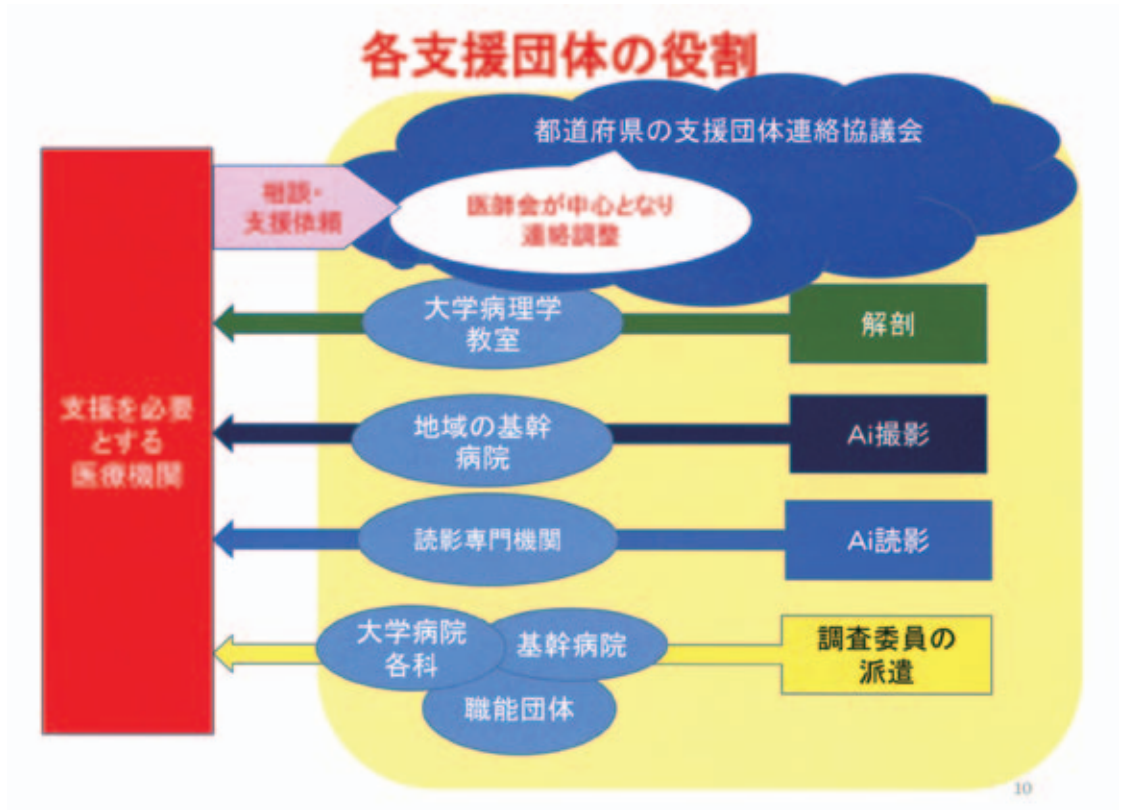
には同機構に相談して下さい。

3. 院内調査と支援団体との役割

対象となる医療事故発生の際には、当該医療機関による医療事故調査・支援センターへの報告が第一です。その後、院内事故調査委員会を設置し院内調査を実施することになり

ます。院内事故調査委員会には外部委員の参加が求められております。また、必要に応じA i や解剖の実施が求められます。

院内事故調査を実施する医療機関を支援する団体として「医療事故調査等支援団体」が各都道府県に設置されています。



支援を必要とする医療機関と支援団体の関係をまとめた図です。

本県では、県医師会が中心となり連絡調整することになりますので、不明な点がありましたら窓口の県医師会までご連絡下さい。

4. まとめ

医療事故調査制度がスタートし、3ヶ月が経過しました。

制度開始後の状況も判ってきました。医療機関の事故発生報告は徐々に増えています。

医療機関は院内事故調査委員会を設置、院内調査を施行し、その結果を患者の遺族に説明し、医療事故調査・支援センターへ報告することになります。しかし、3ヶ月間での院内調査結果の報告は累計7件と少なく、患者の遺族が長期間支援センターからの結果報告を待つことが出来るのか心配です。遺族が待ちきれず訴訟になることも考えられます。この点を改善するには、院内調査をスムーズに進めるため支援団体等の協力が必要かと思われます。